鳥取市地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する指導指針

【　逐条解説　】

平成２４年４月１日　福祉保健部策定
（平成２５年４月１日改正）
（平成２７年４月１日改正）
（平成２７年８月１日改正）
（平成２８年４月１日改正）
（令和２年４月１日改正）

市民（被保険者）に対して安全で良質な地域密着型サービスを提供する観点から、鳥取市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成２４年鳥取市条例第４５号）及び鳥取市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成２４年鳥取市条例第４６号）（以下「市条例」という。）並びに指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成１８年３月３１日老計発第０３３１００４号他厚生労働省老健局課長通知）に定めるもののほか、事業者が満たすべき具体的要件として、本指針を定めるものとする。

なお、本指針においては、地域密着型サービスには地域密着型介護予防サービスに関するものを含むものとする。

第１　共通事項

１　事業所の開設に関する基準

地域密着型サービス事業所（以下「事業所」という。）の開設に当たっては、事業者は開設を希望する介護サービスについて（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び認知症対応型共同生活介護を除く。）、事前協議を経た後、指定を受けて開設するものとする。

また、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び認知症対応型共同生活介護については、公募において指定予定事業者として選定された後、指定を受けて開設するものとする。

なお、事前協議または指定に当たっては、鳥取市介護保険等推進委員会（地域密着型サービス部会）の意見を聴取するものとする。

高齢者が介護を必要とする状態になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、サービス提供を行う地域密着型サービス事業者の指定にあたっては、介護保険法第７８条の２第７項の規定に沿って、「鳥取市介護保険等推進委員会（地域密着型サービス部会）」による意見を反映させ、適切なサービスの確保に努める必要があると考えるため。

２　設備に関する基準

（１）建物及び設備の整備に当たっては、事業の継続性（利用者への援助の継続性）を十分に確保するものとし、賃貸借物件を使用して事業を実施する場合は、土地・建物ともに長期間（原則として６年以上とする。）にわたり賃借できるものであるものとする。

厚生労働省令では要件が示されていないが、適切かつ安定した運営を図る観点から、指定時において、建物・設備等を長期間継続して使用できることを要件とする必要があると考えるため。（本市においては、従来から指定の有効期間に合わせて最低６年以上の契約期間とするよう指導を行っている。）

（２）事業所の主要な設備は、原則として同一建物内に一体的に整備するものとする。やむを得ず同一建物内に整備できない場合は、人員配置や設備等に配慮し、利用者の日常生活やサービス提供に支障がなく、かつ、防災上の問題がないものとしなければならない。

厚生労働省令では要件は示されていないが、利用者の移動の際の安全性や介護の目の行き届きやすさ等から必要であると考えるため。（本市においては、従来から同一建物内に一体的に設備を整備するよう指導を行っている。）

（３）既存の建築物に事業所を開設する場合は、建築物の耐震性の確保に努めるものとする。

厚生労働省令では要件は示されていないが、東日本大震災を受けて、全国的に建築物の耐震化等を始めとする防災対策の強化が求められており、本市においても学校施設や保育所等の公共施設の耐震化を計画的に進めている。認知症や要介護の高齢者を受け入れる介護施設においても同様の取組みが必要と考えるため。（国においては既存の介護施設の耐震化に対する補助制度を創設して推進している。また、本市においては、新規指定時はもとより、開設済みの事業所に対しても、積極的に耐震性の確保に努めるよう指導を行っている。）

第２　認知症対応型通所介護

１　人員に関する基準

（１）生活相談員の資格要件のうち、社会福祉法第１９条第１項各号で定められた者と同等以上の能力を有すると認められる者とは、介護保険事業所において３年以上の介護の実務経験を有する者とする。

同等以上の能力を有すると認められる者について厚生労働省令には特段の規定はなく、同省の解釈通知において「入所者の生活の向上を図るため適切な相談、援助等を行う能力を有すると認められる者」と示されているが、「同等以上」の目安が不明確なため、基準を定める必要があると考えるため。（本市においては、従来から鳥取県の取扱いに準じて、介護保険事業所において３年以上の実務経験を要件として指導を行っている。）

（２）指定認知症対応型通所介護事業所の設備を利用した夜間及び深夜の指定認知症対応型通所介護以外のサービス（以下「認知症対応型通所介護事業所の設備を利用した宿泊サービス」という。）を提供する場合は、鳥取県における指定通所介護事業所等で提供する宿泊サービスの事業の人員、設備及び運営に関する指針（ガイドライン）（以下「鳥取県における宿泊サービスに関する指針」という。）第２の規定によるものとする。

認知症対応型通所介護事業所の設備を利用した宿泊サービスの利用者に対する安全確保や尊厳の保持、並びに健全な宿泊サービスを提供する観点から、「鳥取県における宿泊サービスに関する指針」に定められた人員に関する基準を遵守する必要があると考えるため。

２　設備に関する基準

（１）静養室は、個室を基本とし、個室でない場合は遮へい物の設置等により利用者の静養に配慮した仕様でなければならない。

厚生労働省令では「静養室」の設置は規定されているが、その仕様の基準が定められていないため、利用者の静養に配慮した仕様を定める必要があると考えるため。（本市においては、従来から静養室は個室を基本とするが、個室でない場合はカーテン等の遮へい物により利用者に配慮した空間とするよう指導を行っている。）

（２）認知症対応型通所介護事業所の設備を利用した宿泊サービスを提供する場合は、鳥取県における宿泊サービスに関する指針第３の規定によるものとする。

認知症対応型通所介護事業所の設備を利用した宿泊サービスの利用者に対する安全確保や尊厳の保持、並びに健全な宿泊サービスを提供する観点から、「鳥取県における宿泊サービスに関する指針」に定められた設備に関する基準を遵守する必要があると考えるため。

３　運営に関する基準

認知症対応型通所介護事業所の設備を利用した宿泊サービスを提供する場合は、鳥取県における宿泊サービスに関する指針第４の規定によるものとする。

認知症対応型通所介護事業所の設備を利用した宿泊サービスの利用者に対する安全確保や尊厳の保持、並びに健全な宿泊サービスを提供する観点から、「鳥取県における宿泊サービスに関する指針」に定められた運営に関する基準を遵守する必要があると考えるため。

第３　小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護

１　設備に関する基準

（１）消防法施行令別表第一（６）項ハ（１）に掲げるもののうち、スプリンクラー設置が規定されていない事業所においても、スプリンクラーその他の自動消火設備の設置に努めるものとする。設備の設置及び防火安全対策に関しては、あらかじめ所轄消防署と協議し、その指示に従うものとする。

消防法施行令においてスプリンクラー設備の設置義務の基準に満たない小規模多機能型居宅介護事業所においても、認知症又は要介護である高齢者が宿泊している実態を踏まえ、火災発生時の熱、煙等を感知して自動的に消火する又は延焼を防止するための設備が必要であると考えるため。（本市においては、設置義務の基準に満たない事業所に対しても、従来からスプリンクラー設備を設置するよう指導を行っている。また、先の長崎市のグループホーム火災を受けた厚生労働省の課長通知においても、設置義務の基準に満たない事業所においても、積極的にスプリンクラー設備を設置するよう要請している。）

（２）居間及び食堂の合計面積は、３㎡に通いの利用定員を乗じて得た面積以上を確保するものとする。

厚生労働省令では「居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。」と規定されているが、「適当な広さ」の目安が不明確なため、基準を定める必要があると考えるため。（本市においては、従来から「３㎡×通いの利用定員」の面積以上を確保するよう指導を行っている。）

（３）事業所の設備は、市条例で定められた設備（居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、消火設備等）のほか、要介護者が利用しやすい便所及び洗面設備、事務室（個室又は遮へい物等により他の空間と仕切られた仕様）を設けるものとする。

小規模多機能型居宅介護は宿泊を含めたものであるにも関わらず、厚生労働省令には便所及び洗面設備が規定されていなかった。また、個人情報の管理等の観点から、共用スペースと事務室は分離すべきであるにも関わらず、厚生労働省令には事務室が規定されていなかった。このため基準を定める必要があると考えるため。（本市においては、従来から便所及び洗面設備、事務所を設置するよう指導を行っている。）

２　運営に関する基準

（１）併設事業所の登録定員については、次に定めるところによる。

ア　小規模多機能型居宅介護事業所（以下「当該事業所」という。）とイに規定する施設（以下「特定施設等」という。）が同一建物内又は同一敷地内に併設される場合には、当該事業所の事業者（以下「当該事業者」という。）は、市が定める基準に基づき当該事業所の運営規程に自主基準を定めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合には、市が定める基準によらずに自主基準を定めることができる。

イ　特定施設等は、次の施設とする。

①　有料老人ホーム（老人福祉法第２９条第１項に規定する有料老人ホーム）

②　軽費老人ホーム（老人福祉法第２０条の６に規定する軽費老人ホーム）

③　サービス付き高齢者向け住宅（高齢者の居住の安定確保に関する法律第５条第１項に規定するサービス付き高齢者向け住宅であって同項に規定する都道府県知事の登録を受けたもの）

④　高齢者専用賃貸住宅（高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則等の一部を改正す

る省令（平成２３年国土交通省令第６４号）の施行の際に現に同令第１条の規定による改正前の高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成１３年国土交通省令第１１５号）第３条第５号に規定する高齢者専用賃貸住宅）

ウ　アの「市が定める基準」は、当該事業所の登録定員に占める併設された特定施設等の入居者の割合が５分の４以下とする。

エ　当該事業者は、自主基準と比較した登録定員に占める特定施設等の入居者の割合を当該事業所の運営推進会議において毎回報告するものとする。

オ　当該事業者は、運営推進会議の意見等を基に、小規模多機能型居宅介護に対する地域住民の利用希望を適切に把握するとともに、当該事業所に併設された特定施設等の入居者の利用希望を踏まえながら、それぞれの利用の調整を図るものとする。

カ　当該事業者は、やむを得ない理由により一時的に自主基準を超過して特定施設等の入居者に当該事業所の介護サービスを利用させる場合には、運営推進会議に自主基準を超過する理由、超過の解消に至る期間の見込みを説明し、了承を得るものとする。

キ　当該事業者は、やむを得ない理由により自主基準の変更が必要となる場合には、ウにおいて市が定める基準に基づき新たな自主基準に改定し、運営推進会議において了承を得るものとする。

市民（被保険者）に対して安全で良質な地域密着型サービスを提供する観点から、有料老人ホーム等併設型の小規模多機能型居宅介護事業所の運営に対して、次の（１）～（４）について徹底することが必要と考えるため。

（１）地域密着型サービスの本来趣旨の徹底（介護が必要な状態になっても、可能な限り住み慣れた自宅又は地域で生活を継続できるようにするための介護サービス）

（２）事業者による囲い込みの防止

（３）地域の要支援・要介護認定者の利用機会の確保

（４）施設入居者の自由なサービス選択の確保

第４　認知症対応型共同生活介護

１　設備に関する基準

（１）認知症対応型共同生活介護の共同生活住居は同一階に設備を設けることを原則とし、やむを得ず同一階以外に設備を設ける場合は、人員配置や設備等に配慮し、利用者の日常生活に支障がなく、かつ、防災上の問題がないものとしなければならない。

認知症の要介護高齢者が共同生活する場であることが前提であるにも関わらず、その設備については同一階であることが原則とされていなかったが、利用者の移動の際の安全性や介護の目の行き届きやすさ、火災など非常災害時の避難誘導を確実に実施する観点から必要であると考えるため。（厚生労働省の介護老人福祉施設に関する通知において「１名の夜勤者が別の階の奇数ユニットを担当することは原則避けるべきである」との見解を示している。）

（２）事業所には、市条例で定められた共同生活住居のほか、事務室（個室又は遮へい物等により他の空間と仕切られた仕様）を設けるものとする。

個人情報の管理等の観点から、共用スペースと事務室は分離すべきであるにも関わらず、厚生労働省令には事務室が規定されていなかったが、必要であると考えるため。（本市においては、従来から共用スペースと事務室は分離するよう指導を行っている。）

第５　地域密着型通所介護

１　人員に関する基準

（１）生活相談員の資格要件のうち、社会福祉法第１９条第１項各号で定められた者と同等以上の能力を有すると認められる者とは、介護保険事業所において３年以上の介護の実務経験を有する者とする。

同等以上の能力を有すると認められる者について厚生労働省令には特段の規定はなく、同省の解釈通知において「入所者の生活の向上を図るため適切な相談、援助等を行う能力を有すると認められる者」と示されているが、「同等以上」の目安が不明確なため、基準を定める必要があると考えるため。（本市においては、従来から鳥取県の取扱いに準じて、介護保険事業所において３年以上の実務経験を要件として指導を行っている。）

（２）指定地域密着型通所介護事業所の設備を利用した夜間及び深夜の指定地域密着型通所介護以外のサービス（以下「通所介護事業所の設備を利用した宿泊サービス」という。）を提供する場合は、鳥取県における宿泊サービスに関する指針第２の規定によるものとする。

通所介護事業所の設備を利用した宿泊サービスの利用者に対する安全確保や尊厳の保持、並びに健全な宿泊サービスを提供する観点から、「鳥取県における宿泊サービスに関する指針」に定められた人員に関する基準を遵守する必要があると考えるため。

２　設備に関する基準

（１）静養室は、個室を基本とし、個室でない場合は遮へい物の設置等により利用者の静養に配慮した仕様でなければならない。

厚生労働省令では「静養室」の設置は規定されているが、その仕様の基準が定められていないため、利用者の静養に配慮した仕様を定める必要があると考えるため。（本市においては、従来から静養室は個室を基本とするが、個室でない場合はカーテン等の遮へい物により利用者に配慮した空間とするよう指導を行っている。）

（２）通所介護事業所の設備を利用した宿泊サービスを提供する場合は、鳥取県における宿泊サービスに関する指針第３の規定によるものとする。

通所介護事業所の設備を利用した宿泊サービスの利用者に対する安全確保や尊厳の保持、並びに健全な宿泊サービスを提供する観点から、「鳥取県における宿泊サービスに関する指針」に定められた設備に関する基準を遵守する必要があると考えるため。

３　運営に関する基準

通所介護事業所の設備を利用した宿泊サービスを提供する場合は、鳥取県における宿泊サービスに関する指針第４の規定によるものとする。

通所介護事業所の設備を利用した宿泊サービスの利用者に対する安全確保や尊厳の保持、並びに健全な宿泊サービスを提供する観点から、「鳥取県における宿泊サービスに関する指針」に定められた運営に関する基準を遵守する必要があると考えるため。